

市第 153 号議案

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等
に関する条例の一部改正

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する
条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成23年 2 月10日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等
に関する条例の一部を改正する条例

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する
条例（昭和63年 3 月横浜市条例第 2 号）の一部を次のように改正す
る。

第 2 条第 2 項第 1 号中「人事委員会規則で定める職員」を「地方
公務員法（昭和25年法律第 261 号）第28条の 4 第 1 項又は第28条の
6 第 1 項の規定により採用された者」に改め、同項第 3 号中「（昭
和25年法律第 261 号）」を削り、「条件附採用」を「条件付採用」
に、「人事委員会規則で定める職員」を「国家公務員法（昭和22年
法律第 120 号）第59条第 1 項の規定により官職に正式に採用されて
いた者又は地方公務員法第22条第 1 項の規定により横浜市以外の地
方公共団体の職員の職に正式に採用されていた者であって、引き続
き職員として採用されたもの」に改め、同項第 5 号中「地方公務員
法第28条第 2 項各号若しくは」を削り、「又は同法」を「又は地方
公務員法」に改める。

第 4 条第 1 項及び第 2 項を次のように改める。

派遣職員のうち、企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第 289 号）第 3 条第 1 号の地方公営企業に勤務する一般職に属する地方公務員をいう。以下同じ。）である派遣職員以外のもの（以下「一般の派遣職員」という。）には、その派遣先の勤務に対して報酬（報酬、賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、派遣先の勤務の対償として受けるすべてのものをいい、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当に相当するものを除く。以下同じ。）が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、その派遣期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれに第 3 項の規定による割合（以下「給与支給割合」という。）を乗じて得た額を支給する。

- 2 派遣先の機関が当該機関以外のものから一般の派遣職員が給与を受けることを禁止している場合その他の派遣先の機関の特殊な事情がある場合で、給与を支給することが著しく不適當であると人事委員会が認めるときは、前項の規定にかかわらず、一般の派遣職員には給与を支給しない。

第 4 条中第 3 項を第 6 項とし、第 2 項の次に次の 3 項を加える。

- 3 一般の派遣職員の派遣期間中の給与支給割合は、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されない場合又はその派遣先の勤務に対して支給される報酬の年額（以下「報酬年額」という。）が外務公務員俸給等相当年額（当該派遣の期間の初日（以下「派遣の日」という。）の前日における当該一般の派遣職員が受けるべき給

料及び扶養手当（当該一般の派遣職員が派遣の日の属する月の初日から派遣先の機関の所在する国に所在する大使館に勤務する外務公務員（以下「所在国勤務の外務公務員」という。）であるとした場合に在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和27年法律第93号。以下「外務公務員給与法」という。）の規定により配偶者手当が支給されることとなる職員については、配偶者に係る分を除く。）の月額を基礎として算定される給料、扶養手当、期末手当及び勤勉手当の年額と当該一般の派遣職員が派遣の日の属する月の初日から所在国勤務の外務公務員であるとした場合に外務公務員給与法の規定により支給されることとなる在勤基本手当、住居手当及び配偶者手当の年額の合計額をいう。以下同じ。）に満たない場合において、外務公務員俸給等相当年額から報酬年額を減じた額（派遣先の勤務に対して報酬が支給されない場合にあつては、外務公務員俸給等相当年額）を派遣の日の前日における当該一般の派遣職員が受けるべき給料、扶養手当、地域手当及び住居手当の月額を基礎として算定される給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当の年額の合計額で除して得た割合とし、当該割合が100分の100を超えるときはこれを100分の100とする。

- 4 前条第1項の規定により一般の派遣職員の派遣の期間が更新されたときは、当該一般の派遣職員の当該更新の日以後の給与は、当該更新の日を派遣の日とみなして第1項及び前項の規定を適用して得た額とする。
- 5 給与支給割合は、前2項の規定にかかわらず、一般の派遣職員の派遣期間中においてその派遣先の国が変更され、又は給与支給

割合の算定の基礎としていた外務公務員俸給等相当年額若しくは報酬年額に著しい変動があった場合その他の理由により、市長が特に必要があると認める場合は、あらかじめ、人事委員会の承認を得て変更することができる。

第 4 条に次の 1 項を加える。

- 7 前各項に規定するもののほか、一般の派遣職員の給与の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第 8 条を次のように改める。

（企業職員である派遣職員の給与）

第 8 条 企業職員である派遣職員には、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、その派遣期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当を支給する。ただし、派遣先の機関が当該機関以外のものから企業職員である派遣職員が給与を受けるとを禁止している場合その他の派遣先の機関の特殊な事情がある場合により、給与を支給することが著しく不適當であると認められるときは、当該派遣職員には給与を支給しない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き派遣されている職員（施行日以後に派遣先の国が変更された職員その他の市長が特に新支給割合（この条例による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する

条例（以下「新条例」という。）第 4 条第 1 項の規定による給与の支給割合をいう。以下同じ。）を変更する必要があると認める職員で、あらかじめ、人事委員会の承認を得たもの（以下「経過措置特例職員」という。）及び同項に規定する企業職員を除く。

）に係る施行日における新支給割合が、施行日の前日における旧支給割合（この条例による改正前の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第 4 条第 1 項の規定による給与の支給割合をいう。以下同じ。）に達しないときは、旧支給割合から新支給割合を減じた割合に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た割合を新支給割合に加えた割合を、当該職員に係る新支給割合とする。

- (1) 施行日から平成23年 9 月30日まで 100 分の 100
- (2) 平成23年10月 1 日から平成24年 9 月30日まで 100 分の70
- (3) 平成24年10月 1 日から平成25年 9 月30日まで 100 分の40

3 経過措置特例職員の給与は、市長が適当と認める日で、あらかじめ、人事委員会の承認を得た日を当該経過措置特例職員の派遣の日とみなして新条例第 4 条第 1 項及び第 3 項の規定を適用して得た額とする。

提 案 理 由

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の給与の算定方法を変更する等のため、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等
に関する条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

（ 職員の派遣 ）

第 2 条 （ 第 1 項省略 ）

2 法第 2 条第 1 項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条人事委員会規則で定める職員の 4 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項の規定により採用された者を除く。）

（ 第 2 号省略 ）

- (3) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条第 1 項に規定する条件付採用になっている職員（国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 59 条第 1 項の規定により官職に正式に採用された職員）であった者又は地方公務員法第 22 条第 1 項の規定により横浜市以外の地方公共団体の職員の職に正式に採用されていた者であつて、引き続き職員として採用されたものを除く。）

（ 第 4 号省略 ）

- (5) 地方公務員法第 28 条第 2 項各号若しくは横浜市一般職職員の分限に関する条例（昭和 27 年 3 月横浜市条例第 8 号）第 2 条各号のいずれかに掲げる事由に該当して休職にされ、又は地方公務員法第 29 条第 1 項各号のいずれかに掲げる事由に該当して休職にされている職員その他の同法第 35 条に規定する法律又は条

例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている
職員

(一般の派遣職員の給与)

- 第 4 条 派遣職員のうち、企業職員（地方公営企業等の労働関係に
関する法律（昭和 27 年法律第 289 号）第 3 条第 1 号の地方公営企
業に勤務する一般職に属する地方公務員をいう。以下同じ。）で
ある派遣職員以外のもの（以下「一般の派遣職員」という。）に
は、その派遣先の勤務に対して報酬（報酬、賃金、給料、俸給、
手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、派遣先の勤務
期末手当のそれぞれ 100 分の 70 を支給する。ただし、一般の派遣
の対償として受けるすべてのものをいい、通勤手当、特殊勤務手
職員の派遣先の勤務に対して支給される報酬が低いと認められる
当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当
ときは、人事委員会規則の定めるところにより、給料、扶養手当
及び管理職員特別勤務手当に相当するものを除く。以下同じ。）
、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 70 を超え
が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額
100 分の 100 以内を支給することができる。
が低いと認められるときは、その派遣期間中、給料、扶養手当、
地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれに第 3 項の規定によ
る割合（以下「給与支給割合」という。）を乗じて得た額を支給
する。
- 2 派遣先の機関が当該機関以外のものから一般の派遣職員が給与
一般の派遣職員の派遣先の機関の特殊事情により、給与を支給
を受けることを禁止している場合その他の派遣先の機関の特殊な
することが著しく不相当であると人事委員会が認めるときは、前
事情がある場合で、給与を支給することが著しく不相当であると
項本文の規定にかかわらず、当該一般の派遣職員には給与を支給
人事委員会が認めるときは、前項の規定にかかわらず、一般の派
遣職員には給与を支給しない。
- 3 一般の派遣職員の派遣期間中の給与支給割合は、その派遣先の
勤務に対して報酬が支給されない場合又はその派遣先の勤務に対
して支給される報酬の年額（以下「報酬年額」という。）が外務

公務員俸給等相当年額（当該派遣の期間の初日（以下「派遣の日」という。）の前日における当該一般の派遣職員が受けるべき給料及び扶養手当（当該一般の派遣職員が派遣の日の属する月の初日から派遣先の機関の所在する国に所在する大使館に勤務する外務公務員（以下「所在国勤務の外務公務員」という。）であるとした場合に在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和27年法律第93号。以下「外務公務員給与法」という。）の規定により配偶者手当が支給されることとなる職員については、配偶者に係る分を除く。）の月額を基礎として算定される給料、扶養手当、期末手当及び勤勉手当の年額と当該一般の派遣職員が派遣の日の属する月の初日から所在国勤務の外務公務員であるとした場合に外務公務員給与法の規定により支給されることとなる在勤基本手当、住居手当及び配偶者手当の年額の合計額をいう。以下同じ。）に満たない場合において、外務公務員俸給等相当年額から報酬年額を減じた額（派遣先の勤務に対して報酬が支給されない場合にあっては、外務公務員俸給等相当年額）を派遣の日の前日における当該一般の派遣職員が受けるべき給料、扶養手当、地域手当及び住居手当の月額を基礎として算定される給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当の年額の合計額で除して得た割合とし、当該割合が100分の100を超えるときはこれを100分の100とする。

- 4 前条第1項の規定により一般の派遣職員の派遣の期間が更新されたときは、当該一般の派遣職員の当該更新の日以後の給与は、当該更新の日を派遣の日とみなして第1項及び前項の規定を適用して得た額とする。

5 給与支給割合は、前 2 項の規定にかかわらず、一般の派遣職員
の派遣期間中においてその派遣先の国が変更され、又は給与支給
割合の算定の基礎としていた外務公務員俸給等相当年額若しくは
報酬年額に著しい変動があった場合その他の理由により、市長が
特に必要があると認める場合は、あらかじめ、人事委員会の承認
を得て変更することができる。

$\frac{6}{3}$ (本文省略)

7 前各項に規定するもののほか、一般の派遣職員の給与の支給に
関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(企業職員である派遣職員の給与)

(企業職員である派遣職員の給与の種類)

第 8 条 企業職員である派遣職員には、その派遣先の勤務に対して
企業職員である派遣職員には、その派遣期間中、給料、扶
報酬が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬
養手当、地域手当、住居手当及び期末手当を支給する。ただし、
の額が低いと認められるときは、その派遣期間中、給料、扶養手
当該派遣職員の派遣先の機関の特殊事情により、給与を支給する
当、地域手当、住居手当及び期末手当を支給する。ただし、派遣
ことが著しく不適當であると認められるときは、当該職員には給
先の機関が当該機関以外のものから企業職員である派遣職員が給
与を支給しない。
与を受けを禁止している場合その他の派遣先の機関の特殊
な事情がある場合により、給与を支給することが著しく不適當で
あると認められるときは、当該派遣職員には給与を支給しない。